

静岡県告示第245号

静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱（昭和54年静岡県告示第1014号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>(貸付資格の認定の申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(事業計画の変更等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、借受者が、認定中小企業者である場合にあつては変更後の認定農商工等連携事業計画の写しを、認定事業者である場合にあつては変更後の認定生産製造連携事業計画の写しを、促進事業者である場合にあつては変更後の認定総合化事業計画の写しを、それぞれ添付しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(貸付資格の認定の申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>申請者が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第19条第1項又は第21条第1項の認定を申請する者である場合にあつては、認定申請書に事業計画書及び次条第1項の貸付申請書又は第9条の2第1項の借入申込書の写しのほか、同法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の写しを添付しなければならない。</u></p> <p>(事業計画の変更等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、借受者が、認定中小企業者である場合にあつては変更後の認定農商工等連携事業計画の写しを、認定事業者である場合にあつては変更後の認定生産製造連携事業計画の写しを、促進事業者である場合にあつては変更後の認定総合化事業計画の写しを、<u>みどりの食料システム法第19条第1項又は第21条第1項の認定を受けた者である場合にあつては変更後の同法第20条第3項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第22条第3項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画の写しを、</u>それぞれ添付しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表の1の表償還期間等の欄中

「
6次産業化法第11条の沿岸漁業
改善資金助成法の特例の場合 9
年以内（据置期間3年以内を含
む。）
」を「
6次産業化法第11条の沿岸漁業
改善資金助成法の特例の場合 9
年以内（据置期間3年以内を含
む。）
みどりの食料システム法第25条
の沿岸漁業改善資金助成法の特例
の場合 9年以内（据置期間1年
以内を含む。）
」に、

「
6次産業化法第11条の沿岸漁業
改善資金助成法の特例の場合 10
年以内（据置期間4年以内を含
む。）
」を「
6次産業化法第11条の沿岸漁業
改善資金助成法の特例の場合 10
年以内（据置期間4年以内を含
む。）
みどりの食料システム法第25条
の沿岸漁業改善資金助成法の特例
の場合 10年以内（据置期間2年
以内を含む。）
」に、

「
6次産業化法第11条の沿岸漁業
改善資金助成法の特例の場合 5
年以内（据置期間3年以内を含
む。）
」を「
6次産業化法第11条の沿岸漁業
改善資金助成法の特例の場合 5
年以内（据置期間3年以内を含
む。）
みどりの食料システム法第25条
の沿岸漁業改善資金助成法の特例
の場合 5年以内（据置期間2年
以内を含む。）
」に、

「 6次産業化法第11条の沿岸漁業 改善資金助成法の特例の場合 6 年以内（据置期間4年以内を含 む。） 」	を	「 6次産業化法第11条の沿岸漁業 改善資金助成法の特例の場合 6 年以内（据置期間4年以内を含 む。） みどりの食料システム法第25条 の沿岸漁業改善資金助成法の特例 の場合 6年以内（据置期間3年 以内を含む。） 」	に、
「 6次産業化法第11条の沿岸漁業 改善資金助成法の特例の場合 12 年以内（据置期間5年以内を含 む。） 」	を	「 6次産業化法第11条の沿岸漁業 改善資金助成法の特例の場合 12 年以内（据置期間5年以内を含 む。） みどりの食料システム法第25条 の沿岸漁業改善資金助成法の特例 の場合 12年以内（据置期間3年 以内を含む。） 」	に、
「 6次産業化法第11条の沿岸漁業 改善資金助成法の特例の場合 13 年以内（据置期間6年以内を含 む。） 」	を	「 6次産業化法第11条の沿岸漁業 改善資金助成法の特例の場合 13 年以内（据置期間6年以内を含 む。） みどりの食料システム法第25条 の沿岸漁業改善資金助成法の特例 の場合 13年以内（据置期間4年 以内を含む。） 」	に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。